

委 託 仕 様 書

1 章 一般共通事項

1 節 一般事項

1.1.1 総則

- (a) 本仕様書は、委託者が委託契約により契約を締結する業務に適用する。
- (b) 受託者は、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に委託を履行しなければならない。
- (c) 仮設、履行方法その他委託目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「履行方法等」という。）については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定めるものとする。なお、履行方法等については、あらかじめ委託者の承認を受けること。
- (d) 受託者は、委託の履行に関して知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。
- (e) 本仕様書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行うこと。

1.1.2 権利義務の譲渡等

- (a) 受託者は、委託により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。
- (b) 受託者は、委託の目的物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権等の担保に供してはならない。

1.1.3 著作権の譲渡等

- (a) 受託者は、委託の目的物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条及び第30条に定める権利を含む。）を当該目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (b) 委託者は、委託の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該委託の目的物内容を受託者の承諾なく自由に公表することができるものとする。
- (c) 委託者は、受託者が委託の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができるものとする。

1.1.4 権利の保証

- (a) 受託者は、委託の目的物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証すること。
- (b) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

1.1.5 委託の委任又は下請負

- (a) 受託者は、委託の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (b) 受託者は、委託の一部を委任し、又は下請負するときは、相手方の名称その他委託者が必要と認める事項をあらかじめ委託者に対して通知すること。
- (c) 受託者は、委託の全部又は一部を委託者から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に委任し、又は請け負わせてはならない。

1.1.6 工程表及び委託料内訳書

- (a) 受託者は、設計図書に基づいて速やかに工程表を作成し、委託に着手すべき時期までに委託者に提出しなければならない。
- (b) 受託者は、委託者が委託料内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

1.1.7 委託の着手

受託者は、仕様書等に定めのある場合を除くほか、特別の事情がない限り契約締結後速やかに委託に着手し、継続して以後の作業を行うこと。また、委託に着手したときは所定の様式による着手届を委託者に提出すること。

1.1.8 監督

- (a) 委託者は、委託の履行について、受託者又は1.1.9(a)に基づく業務責任者を指示し、又は監督するものとする。
- (b) 委託者は、前項に規定する指示又は監督を関係職員（以下「監督員」という。）に行わせることができる。

(c) 委託者は、前項の規定により監督員をおいたときは、当該監督員の職名及び氏名を受注者に通知する。監督員を変更したときも、同様とする。

1.1.9 業務責任者

- (a) 受託者は、業務責任者を定め、その氏名等必要な事項を委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、また同様とする。
- (b) 業務責任者は、契約の履行に関し、その運営、取締り等を行うほか、契約に基づく受注者の一切の権限（委託金額の変更、委託期間の変更、委託金額の請求及び受領、契約の解除に係るもの等を除く。）を行使することができる。
- (c) (b)の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

1.1.10 委託関係者に関する措置請求

委託者は、業務責任者その他受託者が委託を履行するために使用している下請負人、労働者等で委託の履行又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

1.1.11 一般的損害

受託者は、委託目的物の引渡し前に生じた損害その他委託の履行に関して生じた損害等（1.1.12又は1.1.13に規定する損害を除く。）については、委託者の責めに帰する場合を除き、その損害を賠償すること。

1.1.12 第三者に及ぼした損害

受託者は、委託の履行に関して第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責めに帰する場合を除き、その損害を賠償すること。

1.1.13 天災等による損害

天災その他不可抗力により、委託の既済部分又は仮設物等に損害を生じたときは、発注者は、受託者と協議してその損害額の一部を負担することができる。ただし、受託者が善良な管理者の注意を怠ったと認められるときは、この限りでない。

1.1.14 条件変更等

受託者は、設計図書の表示が明確でない場合、及び誤り、脱漏がある場合、又は履行条件が一致しない等の事実を発見したときは、直ちにその旨を委託者に通知し、その確認を求めること。

1.1.15 臨機の措置

- (a) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ監督員の意見を聴くこと。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (b) 監督員は、災害防止その他修繕の施行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

1.1.16 委託の完了

受託者は、委託が完了したときは、速やかに、委託目的物とともに所定の様式の完了通知書を、委託者の指示する場所において、委託者に提出すること。

1.1.17 検査

- (a) 委託者は、完了通知書を受理した日から起算して10日以内に、検査を行うものとする。
- (b) 委託者は、あらかじめ仕様書等に検査を行うことを定めた場合において必要があると認めたときは、中間検査を行うものとする。
- (c) 委託者は、(a)及び(b)に規定するもののほか、必要があると認めるときは、随時に検査を行うものとする。

1.1.18 検査の委任

委託者は、1.1.17の検査を委任する職員（以下「検査員」という。）に行わせるものとする。ただし、必要があると認めるときは、検査員以外の者に検査を委嘱することができる。

1.1.19 検査の方法

- (a) 検査員は、あらかじめ検査の日時を受託者に通知し、受託者又は業務責任者（以下本条において「受託者等」という。）の立会いの上、検査を行うものとする。ただし、受注者等の立会いが得られないときは、受託者等の立会いなしで検査を行うことができるものとする。
- (b) 検査員は、検査に当たり必要があると認めるときは、委託目的物の一部を取り壊して検査を行うことができるものとする。この場合において、受託者は、これを速やかに原状に回復させなければならない。

1.1.20 修補

(a) 受託者は、委託が1.1.17 (a)に規定する検査に合格しなかったときは、指定期間内にこれを修補しなければならない。

2 受託者は、前項の修補を完了したときは、直ちに、所定の様式による修補完了届を発注者に提出し、再検査を受けなければならない。

(c) 1.1.17から1.1.19の規定は、(b)の場合にこれを準用する。

1.1.21 検査の経費

検査に要した費用は、設計図書に特別の定めのある場合のほか、すべて受託者の負担とする。修補、原状回復又は検査のための変質、変形、消耗若しくはき損の修繕等に要する費用についても、また同様とする。

1.1.22 所有権の移転

委託目的物の所有権は、1.1.17(a)の検査に合格したときをもって委託者に移転するものとする。

1.1.23 委託金額の支払

(a) 受託者は、1.1.17(a)の検査に合格したときは、委託金額の支払を委託者に請求することができる。

(b) 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託金額を支払う。

1.1.24 契約不適合責任

(a) 委託者は、1.1.22の規定による所有権移転の日から1年間、受託者に対して委託目的物の契約不適合の修補又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、10年とする。

(b) 委託者は、委託目的物が前項の契約不適合により滅失又はき損したときは、(a)に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の事実を知った日から6月以内に前項の権利を行使するものとする。

(c) 委託者は、所有権移転の際に契約不適合があることを知ったときは、遅滞なくその旨を受注者に通知しなければ、第1項の権利を行使することができないものとする。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

1.1.25 法令、条例等の適用

受託者は、委託の履行に関係ある法令、条例等を遵守し、必要な届出手続きは、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その指示に従うこと。これらに要する費用は、契約に特別の定めのある場合のほか、すべて受託者の負担とする。

1.1.26 官公署等への手続き

受託者は、委託の履行にあたり、必要な関係官公署その他に対する諸手続きを、遅滞なく処理しなければならない。

1.1.27 補則

設計図書に定めのない事項については、岡山市契約規則によるほか、必要に応じて発注者と受託者とが協議するものとする。

2節 現場作業

1.2.1 作業条件

(a) 作業の時間は、次による。

(1) 休日（岡山市の休日を定める条例第1条に掲げる市の休日をいう。）は、作業を行わないこと。ただし、特記に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(2) 特記に作業時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

(3) 設計図書に作業時間等が定められていない場合で、夜間（午後5時から午前8時までをいう。）に作業を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督員に提出し、承諾をうけること。

(b) 作業順序

作業順序に制約がある場合は、特記による。

(c) 作業用車両の駐車場所及び資機材の置場所は、特記がなければ、敷地内とする。

(d) (a)から(c)まで以外の作業条件は、特記による。

1.2.2 関連作業の調整

委託者は、受託者の履行する委託、及び委託者の発注に係る第三者が行う他の工事及び修繕、委託等（以下「関連作業」という。）が委託の履行上密接に関連する場合において必要があるときは、その施行について調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、委託者の調整に従い、当該第三者の行う関連作業の円滑な施行等に協力しなければならない。

1.2.3 機器の運転・停止等

- (a) 設備機器の運転、停止操作等は、原則として監督員が行うか又は監督員の指示を受けた施設管理者等が行い、受託者の判断で行ってはならない。ただし、災害防止等の臨機の措置で操作をする場合は、この限りでない。
- (b) 受託者は、設備機器の運転、停止操作等を監督員の指示により行う場合は、設備機器の損害を生じさせないこと。
- (c) 受託者は、当該施設の維持管理等に支障のないよう委託を履行するとともに、作業時間は出来る限り短縮すること。

1.2.4 作業用電力等

- (a) 委託者は、委託の履行及び検査に必要な電気、上水、工水、再利用水等（以下「作業用電力等」という。）を受託者に支給するものとする。ただし、必要な仮設資材等は受注者の負担とする。
- (b) 受託者は、作業用電力等の使用に際して監督員の指示により使用し、委託者の業務及び関連作業に支障を与えることのないよう十分注意すること。

1.2.5 使用材料の品質及び検査

- (a) 委託に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてよい。
- (b) 既設機器を修繕する場合にあっては、既設機器との均衡を得た品質を有したもので互換性のあるものとする。

1.2.6 使用工具等

委託の履行に用する工具及び作業機械は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を行うこと。ただし、履行にあたり特殊工具等を必要とする作業において、委託者が保有する工具等を必要とする場合は貸与できるものとする。

1.2.7 支給材料及び貸与品

委託者が受託者に支給する委託材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する器具及び工具等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

1.2.8 クレーン等の使用

受託者は、委託場所に設置している天井クレーン及びホイストクレーン（以下「クレーン等」という。）を使用する場合は、有資格者により運転操作を行うこと。また、クレーン等使用の前後には点検を実施すること。なお、使用中の故障及び損傷、事故等は、すべて受託者の責任とする。

1.2.9 後片付け及び整理

受託者は、委託の全部又は一部の完了に際して、一切の受託者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び作業に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にすること。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

1.2.10 作業中の環境保全等

受託者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）、土壌汚染対策法その他関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、委託の履行の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努めること。

1.2.11 発生材の処理等

- (a) 受託者は、発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用を努めると。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用を行う場合は、監督員と協議すること。
- (b) 発生材のうち、委託者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。特記がなければ、引渡しを要するものはPCB含有物又はその疑いのある発生材とする。
- (c) (a)及び(b)以外のものはすべて構外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理し、監督員に報告すること。
- (d) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の対象となる冷暖房機器等の廃棄を行う場合は、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構のフロン排出抑制法行程管理票（推奨版）（以下「行程管理票」という。）を使用すること。行程管理票については受託者の負担で購入の上、廃棄に係る作業前に監督員に提出し、委託者がA票へ記入したものを受け取ること。

(e) 委託者に引渡しを行う発生材については、現場発生品調書を監督員に提出し、その指示に従うこと。

1.2.12 制約作業

(a) 受託者は、委託の履行において施設の停電を伴う場合には、作業日時・履行方法等について事前に監督員と協議を行うこと。なお、停電に伴って必要となる作業用電力等は受託者において準備すること。

(b) 受託者は、関連作業との競合が伴う場合には、作業日時・履行方法等について事前に監督員と協議を行うこと。なお、競合に伴って必要となる仮設等は受託者において準備すること。

(c) (a)及び(b)の規定に要する費用は、契約に特別の定めのある場合のほか、すべて受託者の負担とする。

3節 安全管理

1.3.1 一般事項

(a) 受託者は、労働安全衛生法その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、建設工事安全施工技術指針を参考に、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、委託の履行に伴う災害及び事故の防止に努めること。これらに要する費用は、契約に特別の定めのある場合のほか、すべて受託者の負担とする。

(b) 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めること。

(c) 委託の履行にあたっては、委託箇所並びに周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような履行方法等を定めること。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

(d) 委託の履行にあたっての近隣等との折衝は、次の各号による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員に報告すること。

(1) 地域住民等と委託の履行上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告すること。

(2) 委託の履行に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応すること。

1.3.2 安全・衛生の確保

委託場所には多くの機械・電気設備等が設置され、酸素欠乏及び有毒ガスの発生のおそれがある場所、及び高所作業場所等が存在しているため、業務の履行にあたり安全の確保を図ること。

また、汚水及び汚泥等には細菌及び寄生虫卵等が含まれているため、現場内での飲食・喫煙による経口感染に注意し、作業者の衛生管理に留意すること。

1.3.3 火気の取扱い

建物内の火気の使用は、原則として行わないこと。ただし、やむを得ず火気の使用、溶接作業等を行う場合は、下記の取扱いに十分注意するとともに、(1)から(4)に示す火災の予防措置を講ずること。

(1) 使用する火気に適した種類及び容量の消火器等を設置すること。

(2) 火気の使用箇所付近に可燃性のもの及び危険性のあるものを置かないこと。

(3) 火気の使用箇所付近には、防災シート等による養生を及び火花の飛散防止措置を講じること。

(4) 作業終了後は、十分に点検を行い、異常のないことを確認すること。

1.3.4 連絡体制

受託者は、委託の履行にあたり、各関係所管及び関係官公署並びに緊急時連絡先等の体制を確立すること。また、連絡体制表を作成し、監督員の指示があった場合は、速やかに提出すること。

1.3.5 災害時の安全確保

受託者は、災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告すること。

1.3.6 有資格作業

(a) 受託者は、委託で行う作業の内容が法令等の定めるところにより、作業主任者の選任又は有資格者の従事が必要な場合は、速やかに選任し、資格等を証する書類の写しとともに作業主任者選任届を提出すること。

- (b) 前項により選任された作業主任者及び有資格者は、関係法令に定められた作業を行う場合は、現場に常駐してその職務を行うこと。また、その職務において関係法令に定められた点検又は測定等を行った記録は、監督員に提出すること。

2章 特記

1節 共通事項

2.1.1 適用

- (a) 特記事項は、次の委託に適用する。

- (1) 委託名
山上最終処分場酸化槽ほか清掃業務委託
- (2) 委託場所
岡山市北区山上152番地
- (3) 委託期間
契約締結の日より令和8年2月27日まで

2.1.2 概要

酸化槽ほかの槽を清掃することによって、配管及び機器等の閉塞を未然に防止するとともに水処理設備の機能を適正に維持するものである。

2.1.3 提出書類

受託者は、岡山市契約規則で定める書類を提出するほか、別表1に定める提出書類を提出すること。

2.1.4 委託範囲

- (a) 委託の範囲は次のとおりとし、清掃に伴い発生する汚泥の処分まで含むものとする。
- (1) 槽内清掃業務 1式
- (b) 履行方法等で必要となる軽微な追加等に要する費用は、契約に特別の定めのある場合のほか、すべて受託者の負担とする。

2.1.5 作業条件

委託場所の施設は最終処分場から浸出する汚水を常時処理しており、作業前に各水槽の水位を下げる必要があるため、作業の日程等についてあらかじめ監督員と協議を行うこと。

2.1.6 酸素欠乏危険作業

作業場所である槽内は、労働安全衛生法施行令に定められた酸素欠乏等危険場所に該当する。受託者は、業務着手前に酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（以下「作業主任者」という。）を選任し、その氏名等必要な事項を委託者に通知しなければならない。選任された作業主任者は、履行中は現場に常駐し、酸素欠乏症等予防規則に定められた一般的防止措置を講じなくてはならない。一般的防止措置の内容は次のとおりとする。

- (1) 作業環境測定等

作業主任者は、その日の作業を開始する前に、作業場所における空気中の酸素及び硫化水素濃度を測定し、その記録を委託者に提出すること。記録内容は、次のとおりとする。なお、測定器具は現地に備え、容易に利用できるような措置を講じておくこと。

- ア 測定日時
- イ 測定方法
- ウ 測定箇所
- エ 測定条件
- オ 測定結果
- カ 測定を実施した者の氏名
- キ 測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要

- (2) 換気

作業主任者は、酸素欠乏等危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素濃度を18%以上、かつ、硫化水素濃度を10ppm以下に保つよう換気しなければならない。

また、作業中の換気量は50m³/min以上、かつ、10m³/min・人以上を保つこと。

- (3) 保護具の使用・点検等

作業主任者は、空気呼吸器等を現地に備え、必要により労働者にこれを使用させなければならない。また、労働者が酸素欠乏症等にかかって転落するおそれがあるときは、労働者に安全帯その他の命綱（以下「安全帯等」という。）を使用させること。

作業主任者は、空気呼吸器等及び安全帯等（以下「保護具」という。）を使用させて酸素欠乏等危険作業に労働者を従事させる場合には、その日の作業を開始する前に使用する保護具及び換気装置等を点検し、異常を認めたときは、直ちに修補し、または取り替えること。また、保護具は同時に就業する労働者の人数と同数以上の数量を備えること。

- (4) 人員の点検
作業主任者は、酸素欠乏等危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行う場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検しなければならない。
- (5) 立入禁止の措置
作業主任者は、酸素欠乏等危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行うときは、酸素欠乏等危険作業に従事する労働者以外の労働者及び第三者が当該酸素欠乏等危険場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
- (6) 特別の教育
受託者は、酸素欠乏等危険作業に従事する労働者に対して、酸素欠乏等防止規則第12条に定められた特別教育を行うこと。
- (7) 監視人等
受託者は、酸素欠乏等危険作業に労働者を従事させるときは、常時作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を作業主任者及びその関係者に通報する者を置く等異常を早期に把握するために必要な措置を講じること。
- (8) 避難用具等
受託者は、酸素欠乏等危険作業に労働者を従事させるときは、空気呼吸器等、はしご、繊維ロープ等非常の場合に労働者を退避させ、又は救出するために必要な用具を現場に備えること。

2.1.7 周辺住民への配慮

受託者は、業務の履行において、道路、側溝、場内施設等を汚損しないよう注意すること。万一、汚損した場合は直ちに洗浄等の措置を講じること。特に、公道を運搬中に汚泥等を落とさないよう、必要により車両及び機材の洗浄等を行うこと。

また、運搬経路上の幅員が狭い区間については減速して通行すること。

2節 槽内清掃業務

2.2.1 業務内容

業務の内容は、次のとおりとする。ただし、積算数量は参考値とする。

対象となる水槽については、第1脱室素槽(1系・2系)・酸化槽(1系・2系)・第2脱室素槽(1系・2系)・再ばっ気槽(1系・2系)である。各水槽の形状・寸法等については、設計図面を参照すること。

また、使用する機材は積算上の仕様であり、受託者が使用する機材を指定するものではない。

なお、清掃に必要な再利用水(放流水)又は上水については、委託者から支給とする。

- (1) 高圧洗浄車清掃工 **1,200.0 m²**

槽内の壁面及び床面を高圧洗浄車(4t積・154kW)を使用して清掃するもの。

- (2) 強力吸引車清掃工 **113.7 m³**

槽内に堆積した汚泥等及び槽内高圧洗浄にて発生した泥水を強力吸引車(4t積・154kW)にて吸引し、槽外に搬出するもの。搬出数量には、汚泥等及び槽内高圧洗浄にて発生する洗浄水に加え、汚泥等吸引時に使用する洗浄水(希釈水)量も含まれる。

- (3) 汚泥等処分工・強力吸引車運搬工 **113.7 m³**

槽内汚泥搬出にて吸引した汚泥等を強力吸引車(4t積・154kW)にて指定する搬出先に運搬し、処分するもの。搬出先については、次のとおりとする。

ア 名称 岡山市山上新最終処分場

イ 場所 岡山市北区山上152番地

ウ 搬入時間 午前8時～午後3時(土曜日及び日曜日を除く)

エ 運搬距離 片道1.0km(水処理施設～新処分場)

うち、D I D区間0km(D I D区間率0%)

2.2.2 安全施設

酸素欠乏等危険作業に伴う安全施設の設置については、本委託の積算に見込んでいる。積算数量(概算)は下表を参考とすること。

細 目	適 用	数量	単位
送風機損料	軸流式・定風量型 60m ³ /min 0.8kW(2台×6日)	12.0	台
ガス検知器損料	携帯式 O ₂ , HC, H ₂ S, CO(1台×6日)	6.0	台
投光器賃料(基本料)	300W レフ球 T型金具 三脚含む(2個)	2.0	個
投光器賃料(日額)	300W レフ球 T型金具 三脚含む(2個×6日)	12.0	個

2.2.3 積算条件

本委託の積算は、下水道管路施設維持管理積算資料に準拠している。なお、清掃等の標準作業量の一部については、委託者の算定した数値を用いている。槽内堆積汚泥量については、委託者が槽内にて堆積汚泥高の測定を行い数量を積算している。経費率等については(1) 共通仮設費

作業地域・作業場所区分による補正については、地方部（作業場所が一般交通等の影響を受けない場合）とし、補正を行っていない。

ただし、安全費として 2.2.2の安全施設を積上げている。

(2) 現場管理費

作業地域・作業場所区分による補正については、地方部（作業場所が一般交通等の影響を受けない場合）とし、補正を行っていない。

(3) 一般管理費等

前払金支出割合区分による補正については、前払金なし（完了後一括払い）とし、補正を行っている。